

1月からは 手続書類にマイナンバー(個人番号)の記載が必要です

1月からマイナンバー利用開始に合わせて法令が改正され、窓口では社会保障や税の手続書類にマイナンバーの記載が必要になります。手続きをされる際には、「通知カード」または「個人番号カード」をお持ちください。

※通知カードの場合は、運転免許証などの本人確認書類をあわせてお持ちください。

こんなとき、マイナンバーが必要になります。

社会保障

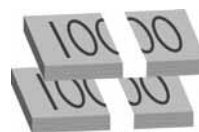
労働

医療

福祉

- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税



- 税務当局に提出する申告書、申請書、届出書、調書などに記載

詳しくは、それぞれの窓口までお問い合わせください。

国民健康保険 ☎ 972-1505
後期高齢者医療 ☎ 972-1580
介護保険 ☎ 972-1572
生活保護 ☎ 972-1550
障害福祉 ☎ 972-1508
児童手当・児童扶養手当 ☎ 943-4811

母子手帳の交付 ☎ 973-5516
保育所の入所申込み・保育料の減免・
放課後児童会の負担金の減免 } ☎ 972-1581
個人市民税 ☎ 972-6241
法人市民税・軽自動車税 ☎ 972-4400
固定資産税(土地) ☎ 972-6242・(家屋) ☎ 972-6243

その他マイナンバー制度に関する問合せは「マイナンバー総合フリーダイヤル」へ

☎ 0120-95-0178 (無料)

平日：午前9時30分～午後10時
土日祝：午前9時30分～午後5時30分

詐欺に注意!

- ・マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
 - ・不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
 - ・不審なメールは無視しましょう。
 - ・万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- ※国民生活センターから、メールアドレスを登録された方に、注意喚起のメールを月2～3回配信しています。登録方法は「国民生活センター 見守り情報」でウェブ検索してください。

- 柏原市消費者相談 少しでも不安を感じたらご相談ください。

と き 毎週木曜日(予約制) ※第5木曜日がない月は第1月曜日にも相談日になります。

ところ 教育センター1階 申込み・問合せ 消費者相談窓口 ☎ 972-1554

イベ
ント

子育て

教育
文化

スポ
ーツ

安全
環境

上下
水道

まち
づくり

地域
生活

財政
税

国保
年金

人権
福祉

病院
健康

募集

学ぶ

楽しむ

動く

その他

相談

施設
案内等

まちの
話題